

## <報道発表資料>

平成27年6月30日

### 天然ナマズの採捕自粛要請の解除について

平成24年5月11日に中川で採捕された天然ナマズから基準値を超える放射性セシウムが検出されたため、県では当該水域を漁場とする埼玉東部漁業協同組合に採捕自粛を要請していました。

県では、国のガイドラインに基づき検査を実施した結果、数値が安定して基準値を下まわっていることを確認したため、同組合に対し採捕自粛要請の解除を通知しました。

#### ● 解除する自粛要請の内容

##### 1 ナマズの採捕自粛を要請していた水域

中川：田島橋（松伏町）から新中川水管橋（越谷市、吉川市）まで  
大落古利根川：寿橋（越谷市、松伏町）から中川合流点（越谷市、松伏町）まで  
新方川：鷹匠橋（越谷市）から中川合流点（越谷市、吉川市）まで  
元荒川：しらこぼと橋（越谷市）から中川合流点（越谷市、吉川市）まで

##### 2 自粛要請を解除する日

平成27年6月30日

##### 3 解除の理由

平成27年4月9日から5月7日までに採捕自粛区域内で6回の検査を実施したところ、すべての検体が基準値以下であることが確認された。

- (1) 検体数：20 検体
- (2) 検出状況：平均 20.5Bq/kg （検出限界未満～39 Bq/kg）

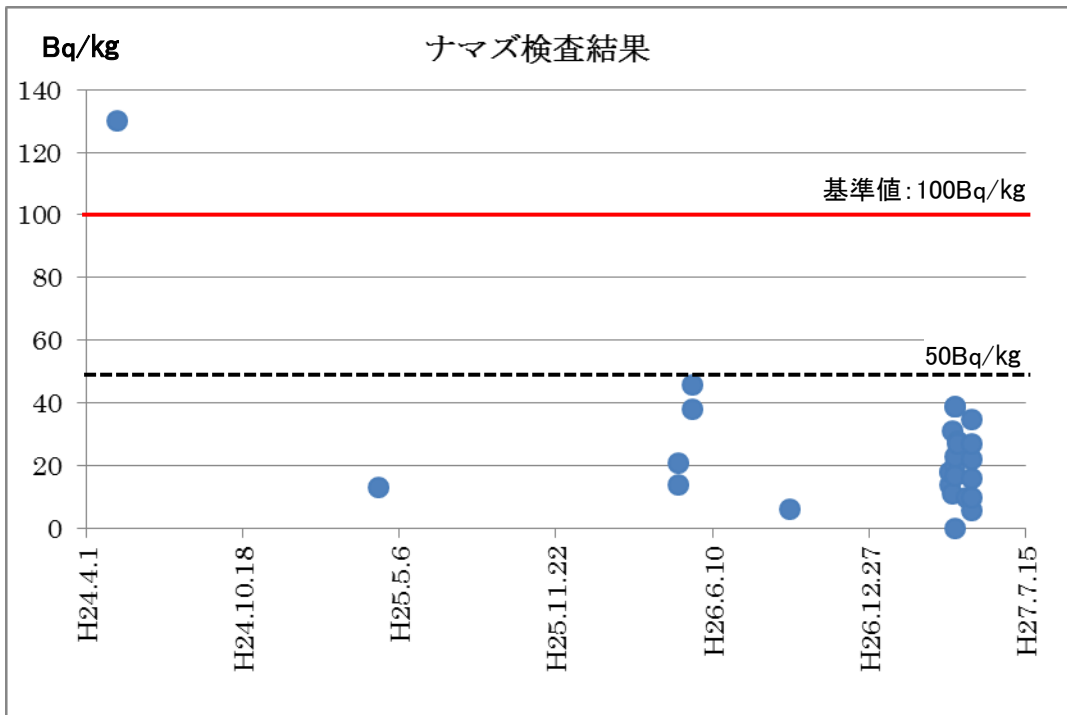
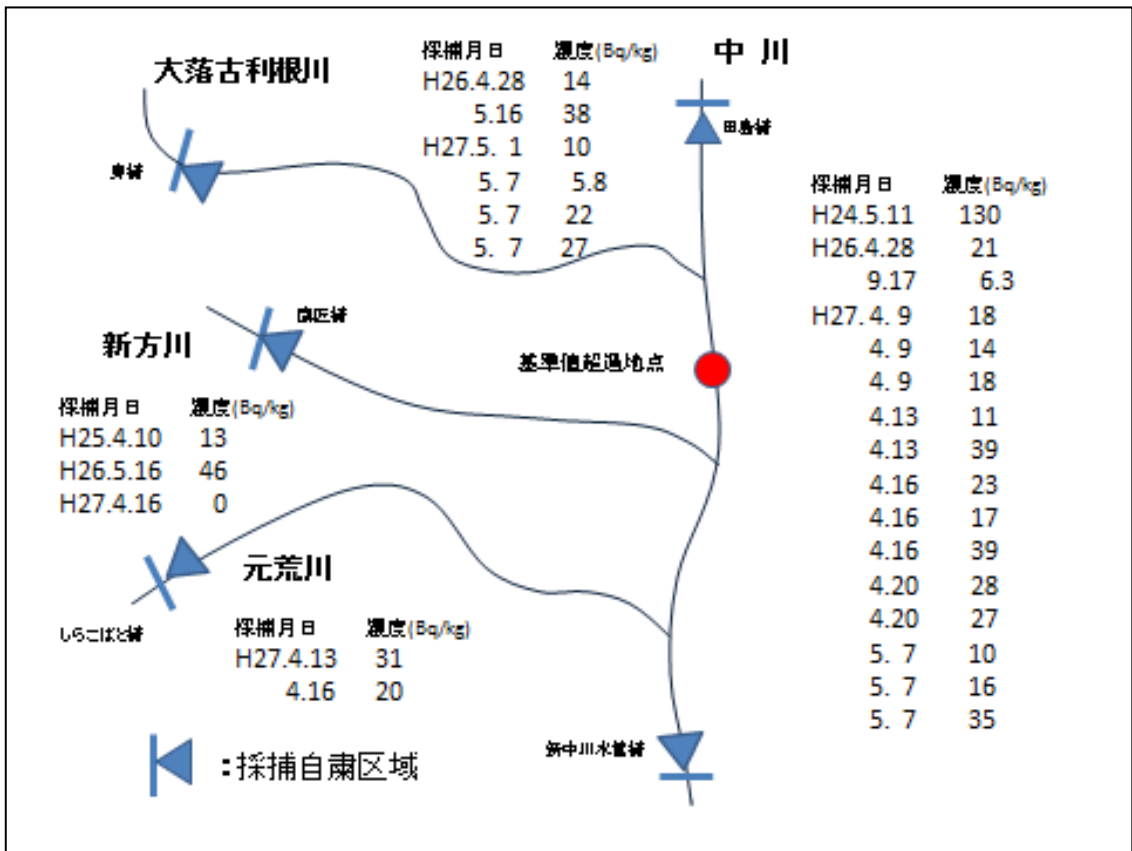
##### 4 その他

- (1) 今後とも、当該水域で定期的にサンプリング調査を実施する。
- (2) 基準値超過が確認された場合は、ただちに埼玉東部漁業協同組合に採捕自粛を要請する。

## 採捕自肅区域におけるナマズ検査結果

採捕日	採捕場所		放射性物質の濃度(Bq/kg)		
	河川名	市町村	セシウム134	セシウム137	合計
H24.5.1	中川	吉川市	47	81	130
H25.4.10	新方川	越谷市	<5.2	13	13
H26.4.28	中川	吉川市	5	16	21
H26.4.28	古利根川	松伏町	<4.3	14	14
H26.5.16	新方川	越谷市	11	35	46
H26.5.16	古利根川	松伏町	9.7	28	38
H26.9.17	中川	吉川市	<4.3	6.3	6.3
H27.4.9	中川	吉川市	<5.4	18	18
H27.4.9	中川	吉川市	<5.8	14	14
H27.4.9	中川	吉川市	<6.9	18	18
H27.4.13	中川	吉川市	<7.7	11	11
H27.4.13	元荒川	越谷市	5.8	25	31
H27.4.13	中川	吉川市	8.3	31	39
H27.4.16	新方川	越谷市	<6.8	<6.2	0
H27.4.16	中川	吉川市	5.5	17	23
H27.4.16	中川	吉川市	<5.7	17	17
H27.4.16	中川	吉川市	12	27	39
H27.4.16	元荒川	越谷市	<6.2	20	20
H27.4.20	中川	吉川市	5.5	22	28
H27.4.20	中川	吉川市	7.0	20	27
H27.5.1	古利根川	松伏町	<5.3	10	10
H27.5.7	中川	吉川市	<5.9	16	16
H27.5.7	中川	吉川市	8.2	27	35
H27.5.7	中川	吉川市	<5.1	10	10
H27.5.7	古利根川	松伏町	<3.6	5.8	5.8
H27.5.7	古利根川	松伏町	<5.8	22	22
H27.5.7	古利根川	松伏町	6.1	21	27

\* : 太枠内に平成 27 年度検査を示した



## 国のガイドライン

原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」による出荷制限の解除の要件について

### ● 解除の要件

#### ① 内水面魚種

天候等による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする区域から、原則として概ね1週間に1回(ただし、検体が採取できない場合はこの限りでない)、複数の場所で、すくなくとも1ヶ月以上検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。過去に基準値を超過した当該魚種の検体が採捕された場所では必ず検査する。

解除の要件	実施状況
・ 概ね1週間に1回検査	・ 検査を6回実施
・ 少なくとも1ヶ月以上検査	・ 4月、5月に検査
・ 複数の場所で検査	・ 3カ所で実施
・ 当該魚種の検体が採捕された場所では必ず検査	・ 中川で実施
・ 安定して基準値を下まわっている	・ すべて基準値の1/2以下